

## 「福島ヨシオ・谷芙瑛子」学術研究助成規定

### （規定の目的）

第1条 本規定は、公益社団法人和歌山県栄養士会（以下「本会」という）が、栄養改善の進歩に寄与する顕著な研究を行い、将来発展が期待される会員を対象として交付する「福島ヨシオ・谷芙瑛子」学術研究助成金（以下「助成金」という）について定める。

### （資格）

第2条 本会会員であって、原則として、会員歴が3年以上の者とする。  
2 グループでの研究の場合は、代表者の会員歴が3年以上であること。

### （助成金）

第3条 原則として年1件とし、10万円を上限として助成する。

### （助成期間）

第4条 1カ年（4月1日から翌年の3月31日）とする。

### （応募）

第5条 応募者は、所定の申請書を本会に提出する。（様式1）  
2 応募の締め切りは毎年3月31日とする。

### （選考）

第6条 別途定める選考委員会で選考の上、理事会で決定する。

### （助成金の交付）

第7条 助成決定者に対しては、申請額を精査の上、4月末までに交付する。

### （助成金の使途）

第8条 助成金は、申請書記載どおりに使用することを原則とする。途中で申請時の研究計画を変更、中止または廃止する場合は、あらかじめ本会の承認を得て指示に従うこと。

### （成果の報告）

第9条 研究の成果は、本会に論文として提出し、助成次年度の本会通常総会において報告をする。（様式2）

付則 本規定は平成21年4月1日より施行する。

付則 応募の締め切りは平成21年度に限り7月31日とし、助成金の交付は8月31日とする。